

年 月 日

## 外為法遵守に関する誓約書

東京農工大学長 殿

氏名 (自筆) \_\_\_\_\_

私は、貴学への入学/採用に関し、特定類型について下記のとおり申告するとともに、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 1 特定類型の申告 (該当項目にレをつける)

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。以下の①又は②に該当することとなった場合には、速やかに指導教員/受入教員/上司に相談するとともに貴学の定める規定に従い所定の手続きを行います。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体 (以下「外国法人等」という。) 又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体 (以下「外国政府等」という。) との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者 (次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等 (当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。) との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

2 私は、在学中/在職中、無断で大学の所有物(有体物、及び無体物)の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員/受入教員/上司に相談するとともに、必要な場合には、日本国政府が定める外為法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める規定に従い所定の手続きを行います。

一 研究上の技術情報を在学中/在職中に、外国、若しくは非居住者、若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを卒業後/退職後に提供することが在学中/在職中に明らかになった場合

二 研究上の使用機器、若しくは使用材料、若しくは研究の結果得られた有体物を在学中/在職中に外国に輸出（海外へ送付、又は持ち出し等）しようとする場合、又はこれらを卒業後/退職後に輸出することが在学中/在職中に明らかとなった場合

3 私は、研究上の技術情報を大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器、又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用、又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

4 私は、卒業後/退職後も必要な場合には、日本国政府が定める外為法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める規定に従い所定の手続きを行います。また、貴大学より提供を受けた研究上の技術情報を大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器、又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用、又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

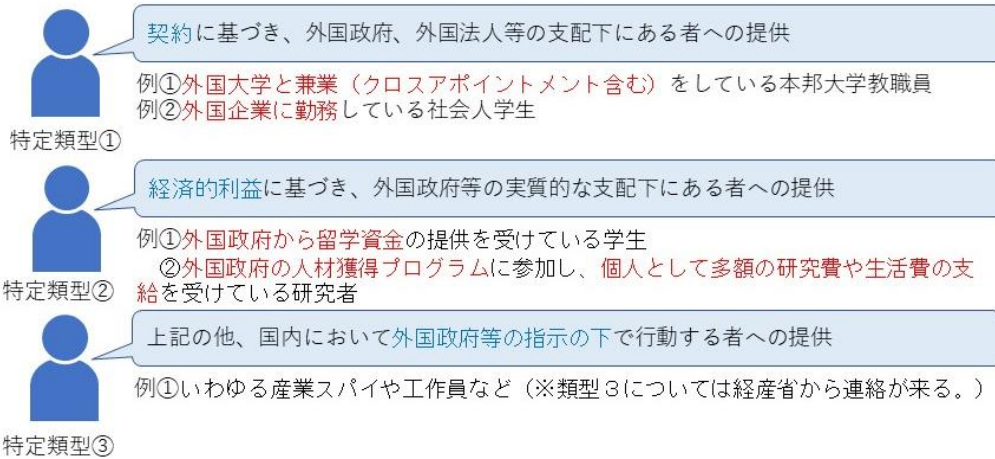
## 用語説明

### ●外為法

外国為替及び外国貿易法の略称。対外取引の正常な発展、我が国や国際社会の平和・安全の維持などを目的に外国為替や外国貿易になどの海外取引の管理や調整に関して規定する法律。外為法が規制する技術・貨物を非居住者や特定類型該当者へ輸出する際には、同法に基づき経済産業大臣への許可申請が必要となる。

### ●特定類型

技術の受領者となる居住者が非居住者（特定国）の影響を強く受けている状態を「特定類型」といい、その状態にある居住者を特定類型該当者という。特定類型には以下の3類型があり、該当者の国籍は問わず、すなわち、日本人であっても特定類型に該当し得る。



### ●居住者と非居住者

居住者及び非居住者の判定	
居住者	非居住者
<p><b>日本人(※個人)の場合</b></p> <p>①我が国に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者</p>	<p><b>日本人(※個人)の場合</b></p> <p>①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在中にいる者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者(例:出張で一時的帰国者)</p>
<p><b>外国人(※個人)の場合</b></p> <p>①我が国にある事務所に勤務する者 ②我が国に入国後6ヶ月以上経過している者(例:大学の先生、来日6ヶ月以上経過留学生等)</p>	<p><b>外国人(※個人)の場合</b></p> <p>①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)(例:来日6ヶ月未満の留学生等)</p>
<p><b>法人等の場合</b></p> <p>①我が国にある日本法人等 ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館</p>	<p><b>法人等の場合</b></p> <p>①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関</p>
	<p><b>その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等</b></p>

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より